東濃西部
消費生活相談のあれこれ

NO.8

発行：東濃西部広域行政事務組合

未成年のネット高額利用

今や小学生までもがパソコンや携帯電話でのオンラインゲームで遊ぶ時代。オンラインゲームには、無料で遊べることを広告しているものが多くあります。ゲームの多くは、ゲーム内の通貨やアイテムを購入すると課金されるしくみになっています。ゲーム内で他のプレイヤーと比べて優位に立ちたい、個性を出したいという気持ちを満たすためには有料のアイテムが必要となります。年齢に応じて課金金額の上限を設け、子どもが不用意に高額課金されることを防ぐ対策をとっているゲーム運営会社もありますが、子供が年齢を偽り、勝手に親のクレジットカードを利用するなどのトラブルも発生しているので注意が必要です。

ほんとーにこんな相談ありました

訪問してきた業者から「電気料金が安くなる」とオール電化の説明を聞くだけのはずだったなのにいつの間にか契約してしまった。申込金を払っているのに、約束通り施工してもらえない。契約解除して申込金を返金してもらいたい。

アドバイス

訪問販売に当たるのでクーリング・オフができます。期間の８日が過ぎていても書面不備などがあれば、契約解除ができる可能性がありますのであきらめてはいけません。また、クーリング・オフができなくても、契約不履行による契約解除を請求することもできます。

新規・継続　5 月の相談件数

訪問販売	1
電話勧誘販売	3
通信販売	7
利殖商法	3
架空請求	6
多重債務	4
その他	17

「「還付金を返還します」と公的機関を名乗る振り込め詐欺」の相談が今もたくさん寄せられています。